

オムツやシーツ等の介護用品を給付する制度です

ご自宅で生活されているねたきり高齢者等に対し、経済的負担の軽減を図るため、介護用品購入費の一部を給付する制度です。

あらかじめ申請することで、月ごとに利用できる「日常生活用品給付券」を交付します。

【 給付対象者の要件 】 下記要件の全てを満たした場合に、申請することができます。

- 要介護4または5であること。
- 御嵩町に住民票があり、御嵩町介護保険の被保険者であること。
- 在宅で生活していること。（介護保険施設に入所していない、病院等に入院していない）
- ※「住宅型」有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅は、在宅とみなすことができます。
- 対象者が市町村民税非課税であり、対象者の世帯の市町村民税所得割課税額が 20 万円未満であること。（申請日が4月から5月までの場合は前年度の課税状況で判断）

【 世帯の所得要件と給付上限額 】

申請日時点における要介護度及び給付対象者世帯の課税状況により判断します。

- ・ 4月1日から5月31日までの申請は前年度の課税状況
- ・ 6月1日から翌年3月31日までの申請は当該年度の課税状況

給付対象者世帯の所得区分		給付上限額
A	生活保護法世帯、市町村民税所得割課税額 6 万円未満の世帯	月 5,000 円
B	市町村民税所得割課税額 6 万円以上 20 万円未満の世帯	月 2,500 円

【 対象品目（日常生活用品分） 】

- おむつ・・・紙おむつ（パンツタイプ、平板タイプ、パッドタイプ）、布おむつ
失禁パンツ、おむつカバー、尿取りパッド、お尻ふき
- 防水シーツ ○ねまき ○肌着（ブリーフ、ショーツ、ブラジャー等の下着は対象外）

【 申請方法 】

- 申請書に必要事項を記入し、保険長寿課（御嵩町役場本庁舎1階）に提出してください。
※令和3年度までは見積書の添付が必要でしたが、令和4年度以降は不要になります。
- ※1～15日の申請は当該月の給付券、16日～月末の申請は翌月の給付券から発行します。
- ※本人以外にもご家族やケアマネジャー等の代理人でも申請できます。郵送も可。
- ※給付対象者及び対象者の属する世帯員の住所【各年1月1日現在】が御嵩町以外の場合、その市町村が発行する課税証明書を添付してください。

【 申請から購入・支払までの流れ 】

① 申請書の提出 (申請者 → 保険長寿課)

保険長寿課窓口にて申請してください。

※決定通知や給付券を対象者の居住地以外に送付希望の場合は、申請書の備考欄にご記入ください。

② 給付要件の調査 (保険長寿課にて)

給付要件を満たしているかを保険長寿課が調査し、給付の可否及び給付上限額を決定します。

③ 給付決定(却下)通知・給付券の送付 (保険長寿課 → 対象者)

「給付決定通知書(または却下通知書)」及び給付決定月分から年度末までの「給付券」を、申請時に指定された送付先に送付します。(指定がない場合は対象者の居住地に送付)

④ 給付券の利用 (利用者 → 販売事業者)

※「給付券取扱事業者リスト」掲載の販売事業者にて、署名した給付券と日常生活用品(おむつ等)を引き換えてください。

※給付券の利用期間にご注意ください。有効期限はその月の月末までとなります。

※給付上限額を超えた分の金額は自己負担となりますので、販売事業者に支払ってください。

※給付券1枚につき、1店舗(事業者)のみの利用となります。おつりは出ません。

⑤ 町が負担額の支払

保険長寿課が、各販売事業者から届いた給付券の町負担分の請求を受け、後日販売事業者へ支払います。

【 ご確認いただきたい事項 】

○給付要件を満たさなくなった場合

要介護度が4または5以外になった場合や、介護保険施設に入所した場合、死亡・転出した場合、その他給付要件を満たさなくなった場合は、「御嵩町ねたきり高齢者等日常生活用具給付廃止届」を提出し、未使用の給付券を返却してください。また、病院に入院や、ショートステイを利用している間は給付券の利用はできません。入院及びショートステイ期間中の未使用の給付券についても返却してください。

○次年度の給付券について

次年度に給付を希望される場合は、年度ごとに改めて同様の申請が必要となります。

※4月分の給付券を希望される場合は、3/16~4/15の間に申請書を提出してください。

☆ご不明な点はお気軽にご相談ください。

【申請書提出先・問合せ】 御嵩町役場 保険長寿課 高齢福祉係

〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1 TEL (0574) 67-2111 (内線 2114・2115・2116)